

2020年9月

お客さま各位

柏崎信用金庫

## キャッシュカード規定の改定について

平素は当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、普通預金口座等の解約時におけるキャッシュカード事務取扱の変更に伴い、2020年11月1日(日)より下記の規定を改定いたします。

なお、改定後の規定につきましては、規定改定前より既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

### 記

#### 1. 対象となる規定等

- ・ キャッシュカード規定
- ・ キャッシュカード(法人用)規定

#### 2. 改定日

2020年11月1日(日)

#### 3. 主な改定内容

「キャッシュカード規定」、「キャッシュカード(法人用)規定」共通

##### ○ 改定前

第16条 (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

##### ○ 改定後(下線部が改定箇所)

第16条 (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当店に届け出てください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合はカードの利用はできません。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

以上

- 改定後の規定はこちらからご確認ください。

詳しくは、お取扱店の窓口までお問い合わせください。